

実用ガイド 4 青色申告

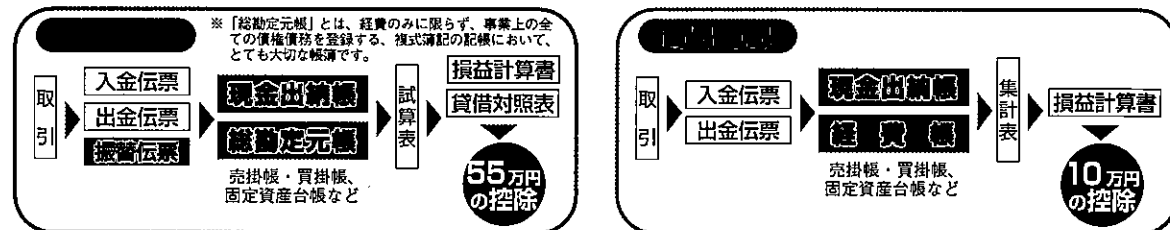
青色申告とは

毎日の収入や経費などを帳簿に記録し、その帳簿に基づいて正しく所得や税額を計算し、青色の決算書及び申告書で申告する制度です。この青色申告書を提出する人は、税金の面でいろいろな特典が受けられます。

青色申告の手続き

青色申告をすることができる人は、事業所得、不動産所得、山林所得がある人です。これらの所得で、新たに青色申告しようとする人は、その年の3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。
 なお、その年の1月16日以後新たに開業した人は、開業の日から2か月以内に申請すればよいことになっています。

青色申告と記帳 青色申告は、毎日の取引を正しく帳簿に記録（記帳）します。記録の方法には正規の簿記（いわゆる複式簿記）による方法と簡易簿記による方法があります。



※55万円控除の要件 + e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存を行うと、65万円の控除が受けられます。令和2年分の所得税確定申告から

青色申告の特典

青色申告特別控除

- 65万円** 下記、55万円控除の要件 + e-Taxによる電子申告又は電子帳簿保存を行ったとき。
- 55万円** 事業所得者や、一定規模以上の不動産所得者が、毎日の取引を正規の簿記の原則に従った方法で記帳し、期限内に損益計算書と貸借対照表を確定申告書に添付して提出したとき。
- 10万円** 取引を簡易簿記で記帳したときや、小規模な不動産所得者など。

純損失の繰越控除・繰戻還付

- 繰越控除** 所得が損失（赤字）になり、純損失が生じた場合、その赤字金額を次の年から3年間にわたって各年分の所得金額から控除できます。
- 繰戻還付** 前年も青色申告をしている場合は、赤字金額を前年に繰戻して、前年分の所得税額の還付を受けます。

青色事業専従者給与

事業主と生計を一にする15歳以上の親族が、事業に専従している場合、働きに応じて支払う給料が全額必要経費になります（届出書の提出が必要です）。

その他にも白色申告にはない、いろいろな税法上の特典（約60項目）があります。

青色申告の人

売上原価	その他の必要経費	青色事業専従者給与	その他の特典	青色申告特別控除	所得
総収入金額					

白色申告の人

売上原価	その他の必要経費	事業専従者控除	所得
総収入金額			

※個人の白色申告の方で「事業や不動産貸付等を行う全ての方」は、2014年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

実用ガイド 5 健康保険の給付

令和2年8月1日現在

給付種類	給付内容	手続き
療養の給付	健康保険の被保険者または被扶養者（以下「被保険者等」という）が業務以外の事由により病気やけがをしたときは、健康保険で治療を受けることができる。 ★療養の給付の範囲 1 診察 2 薬剤または治療材料の支給 3 処置・手術その他の治療 4 在宅で療養する上での管理、その療養のための世話、その他の看護 5 病院・診療所への入院、その療養のための世話、その他の看護	保険医療機関等において、健康保険被保険者証を提示し、一部負担金を窓口で支払う。 1 70歳未満：医療費の3割 2 70歳以上：医療費の2割 *70歳以上：収入、生年月日により1割～3割の負担あり
療養費	やむを得ない事情で、保険医療機関で保険診療を受けることができず、自費で受診したときなど特別な場合は療養費が支給される。 ★療養費の対象となる事由 1 事業主が資格取得届の手続き中で被保険者証が未交付のため、保険診療を受けられなかったとき 2 療養のため、医師の指示により義手・義足・義眼・コルセットを装着したとき 3 生血液の輸血を受けたとき 4 柔道整復師等から施術を受けたとき 5 海外旅行中等に急な病気やけがなどにより、現地の医療機関で診療を受けたとき	療養費支給申請書と療養費の対象となる事由による資料を添付する。
高額療養費	同一月（1日から月末まで）にかかった医療費が自己負担限度額を超えたときに、超えた額が払い戻される。	高額療養費支給申請書を提出する。通常は、特に添付資料は不要。 ★添付資料が必要なケース例 ・ケガの場合は、負傷原因届（業務外のケガであることの確認） ・医療費の助成を公的制度から受け、窓口負担が軽減されているときは、医療機関からの領収書 ・住民税課税の場合は、マイナンバーの本人確認資料
限度額認定	入院などのため、医療費が高くなりそうときは、限度額適用認定証と保険証をあわせて医療機関の窓口事前に提示することで、窓口で支払う1ヶ月分の医療費が自己負担限度額までとなる。	限度額適用認定申請書を提出する。限度額適用認定証の有効期限は、申請月の初日（健康保険加入月に申請された場合は、資格取得日）から最長で1年間となる。
傷病手当金	被保険者が、次の4つの条件を全て満たしているときに、4日目から1年6ヶ月の期間支給される。 1 業務外の理由により病気、怪我のために休業していること 2 就労することができないこと 3 連続して3日間（待期）休業していること 4 賃金の支払いがないこと	傷病手当金支給申請書を提出する。申請書内の医師の意見書と事業主の証明が必要となる。 給付額 （1日あたりの額） 支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × (2/3)
出産育児一時金	被保険者又は被扶養者が出産をしたとき、出産育児一時金又は家族出産育児一時金が支給される。（多胎児の場合、多胎児数分が支給される。）	現在、申請手続きは医療機関で行っている（直接支払制度等）場合が多い。 給付額 給付額は、1児ごと42万円（産科医療補償制度対象外：40.4万円）となる。
出産手当金	被保険者が出産したとき、出産日以前42日（多胎妊娠：98日）から出産日後56日までの期間において、出産のために会社を休み（労務に服さなかった期間）、賃金を受けない場合、1日につき、右記のとおりのお産手当金が支給される。	出産手当金支給申請書を提出する。申請書内の医師の意見書と事業主の証明が必要となる。 給付額 （1日あたりの額） 支給開始日以前12ヶ月間の各標準報酬月額を平均した額 ÷ 30日 × (2/3)

※給付の種類は他に、入院時食事療養費、入院時生活医療費、出産手当金、埋葬料および埋葬費などがございませ
 詳しくは全国健康保険協会のサイトをご参照ください
<https://www.kyokaikenpo.or.jp/>
 法律の改正にご注意下さい

